

羽島市議会議員

豊島 保夫 様

「かみなり村村長」
「岐阜羽島ボランティア協会」 呼称使用について

貴殿におかれましては、令和5年4月23日に執行された羽島市議会議員選挙における公報記載の経歴について事実とは異なると認めたと新聞報道にあり、同公報においては「岐阜羽島ボランティア協会 かみなり村村長」とも記載されていました。

「かみなり村村長」経歴表記については、初めての市議会議員立候補時において、貴殿から当時のNPO法人岐阜羽島ボランティア協会理事長川合宗次にNPO法人役職就任要請がありましたが「NPO法人役員の了解が得られない」との理由でお断りしました。しかし、貴殿から「どんな形でもよい」と再度依頼を受け、当時、貴殿が副区長を務められていたこともあり、坂丸区をつなぎ役として通称「かみなり村村長」を名乗られることを当時のNPO役員会に話をし、理解を得たところです。

しかし、平成26年11月NPO法人の事業は社会福祉法人に引継ぎ全く別組織となり通称「かみなり村」の事業についても同様となりました。社会福祉法人の定款上または組織上に存在しない「かみなり村村長」を名乗ることは、法人の意に反しており、「今後は、使わないでいただきたい」とお伝えし、貴殿もご承知して頂いているものと認識していました。

そのためNPO法人岐阜羽島ボランティア協会及び社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会共々その呼称の使用を認めることはできません。NPO法人の正会員であることを所屬と称し、選挙運動に利用することについては、NPO法人の定款の目的に反するものであり認められません。

今後については、上記の理由をご理解いただき「かみなり村村長」「岐阜羽島ボランティア協会」の呼称の使用および名乗られることのないようお願い申し上げます。

なお、今後、貴殿の対応によっては、本書面を公表させていただく場合がございますのでご承知おきください。

令和5年6月14日

NPO法人岐阜羽島ボランティア協会
理事長 安田 和代

社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会
理事長 川合 宗次